

最新判決情報

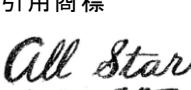
2025 年

[10 月 裁判所 HP 公開分]

●ダイヤモンド動き商標事件

知財高裁 令和 7 年 9 月 4 日		
令和 7(行ケ)10024 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:X 被告:特許庁長官	判決要旨: 取引の実情に鑑みれば、本願商標に係るダイヤモンド石の形状(円形状の多面体のカットであり「ラウンドカット」と称されるカット手法で加工された形状)や、「輝く」ないし「クリアな輝き」という特徴、青色蛍光の色彩及び色彩が変化した様子は、蛍光性など色彩や輝きが変化する特性を持つダイヤモンドの特徴として広く知られたものであり、当該色彩の変化を示すことは、その魅力を紹介する動画、画像において広く採択、採用されている一般的な演出手法であるとして、本願商標は取扱商品の品質、特徴、特性や優位性などを表し、当該役務に関心を持たせるための宣伝広告を表示したものと理解するにとどまると判断された。
対象商標	本願商標  (動き商標) 第 35 類「宝飾品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」	コメント: 本願商標は、円形状の宝石(ダイヤモンド石)を表した標章について、その宝石の色彩が無色から青色に変化したように見える様子を 3 秒間で表した動き商標である。
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)	

●allstar 事件

知財高裁 令和 7 年 9 月 25 日		
令和 7(行ケ)10033 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:アルスター・フェヒト・センター・ケン・セルシャフト・ミット・ベシュレンケテル・ハフツング・ウント・コンバニー・コマンデイトゲゼルシャフト 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願図形部分は、フェンシングの剣の鍔と柄を模したものであることが認められ、本願文字部分と一体となり全体として一定の観念を想起させることが予定されているものであるなどとして、本願商標の分離観察は相当ではないとされた。 その上で、本願商標は引用商標と同一又は類似の称呼(オールスター)を生ずることははあるが、フェンシング関係者の間では引用商標と異なる称呼「アルスター」が相当程度定着していること、両者の外観は大きく異なり、想起される観念もそのすべてを共通にするものではないこと(本願商標からは「フェンシングのオールスターの」との観念が生じ得る)、取引の実情としても、出所の識別に商標の外観が重要な役割を果たしていると推認されることなどから、全体的に考察すると、本願商標は引用商標に類似する商標ということはできないと判断された。
対象商標等	本願商標  第 8・25・27・28 類 引用商標  第 28 類	コメント: 本願指定商品(第 28 類)は、主としてフェンシング用品となっている。
結論	非類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●千鳥紋図柄事件

知財高裁 令和 7 年 9 月 25 日	
令和 7(行ケ)10022 審決取消請求事件 (原審:無効審判)	
当事者	原告:(株)千鳥屋宗家 被告:(株)千鳥饅頭総本舗
対象商標等	本件商標  第 30 類「菓子」ほか 使用標章 
結論	周知性なし(商標法 4 条 1 項 10 号)

●池麺事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 20 日	
令和 7(行ケ)10032(A 事件)・10034(B 事件)・10035(C 事件) 審決取消請求事件 (原審:不使用取消審判)	
当事者	原告:(株)アイスタイル 被告:(株)大勝軒
対象商標等	本件商標 A. 池麺 (標準文字) 第 43 類 B. いけめん (標準文字) 第 43 類 C. 池麺 (標準文字) 第 30 類ほか
結論	不使用(商標法 50 条 1)

判決要旨:
 「需要者の間に広く認識されている商標」(4 条 1 項 10 号)といえるためには、一定の商業圏(一県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域)にわたって、少なくともその需要者の相当程度の割合に達する程度の層に認識されているに至っていたことを要するとされ、原告の使用標章については、饅頭の焼き印としての使用様に止まり、包装や広告宣伝媒体、商品紹介の写真類において原告の業務に係る商品等を表示するものとして使用されていた事実は認められない、原告の菓子店舗の占める割合や商品の市場シェアが少ない、使用標章の形状自体は古くから存在する千鳥紋の図柄であって、格別独自性が高いものではないなどとされ、原告の使用標章は、本件商標の出願時において原告の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたと認めるることはできないと判断された。

まず、商標の本質的機能は、自他商品・役務の識別機能にあると解するのが相当であるから(3 条参照)、「登録商標の使用」(50 条 1 項)というためには、当該登録商標が商品・役務の出所を表示し識別するものと取引者及び需要者において認識し得る態様で使用されることを要するとされた。
 その上で、被告が主張する本件店舗内における本件麺箱(「池麺 KINGKONG」の標章が付されている)の積み上げ行為は、既に閉店した旧店舗において利用され、同店舗名が記載された本件麺箱が異なる店名である本件店舗において利用され、本件店舗の隅に一時的に積み上げられていたというにとどまるため、ニュースリリースやフェイスブック等の投稿を含め、「使用」(2 条 3 項 5 号・8 号)には該当しないと判断された(A 事件)。

コメント:
 特許庁の審判では、本件商標 A の使用が認められたが、本件でその判断が覆された(A 事件)。本件商標 B・C は特許庁でも不使用とされ、本件でもその判断が維持された(B・C 事件)。

●Value Investing Academy 事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 21 日		
令和 7(行ケ)10052 審決取消請求事件（原審：不使用取消審判）		
当事者	原告：ウェーブリンク株 被告：マインド キネシス インベストメンツ 「プライベート リミテッド」	判決要旨： 「登録商標の使用」(50 条 1 項)というためには、当該登録商標が商品・役務の出所を表示し識別するものと取引者及び需要者において認識し得る態様で使用されることを要するとされ、本件では原告の開催によるオンライン講演で画面に表示される資料に本件商標が表示されていた、などとしてその使用が認められた。
対象 商標等	本件商標 Value Investing Academy (標準文字) 第 41 類「セミナーの企画・運営 又は開催」ほか	コメント： 特許庁の審決が覆されたケースではあるが、その特許庁では、「VIA 復習会」又は「VIA」なる使用商標と本件商標は同一ではなく、社会通念上同一と認められる商標でもない、などとされていた。
結論	使用あり(商標法 50 条 1 項)	

●モルック事件

知財高裁 令和 7 年 9 月 11 日		
令和 7(行ケ)10001 商標登録取消決定取消請求事件（原審：異議申立）		
当事者	原告：タクティック ゲームス オサケユキチア 被告：特許庁長官	判決要旨： 「モルック」は、1996 年にフィンランドで考案され広まった本件競技「Molkky」の日本語訳であると認められ、投げ競技(スポーツ、ゲーム)としての「モルック」は、日本モルック協会による普及活動や大会の開催、さまざまな個人、団体による競技、普及活動、体験イベント、また、それらに関する報道等により、令和 4 年ころまでには本件競技の名称として相当広く知られ、本件登録査定日において、我が国において本件競技の名称として一般に定着していたとして、本件商標は商品・役務の特徴を表示、記述するものと判断された。 また、3 条 2 項の該当性についても、原告の主張は認められなかった。
対象 商標等	本件商標 モルック (標準文字) 第 28「ゲーム用具及びおもちゃ、テレビゲーム機、体操用具及び運動用具」 第 41 類「教育、訓練の提供、娛樂の提供、スポーツ及び文化に関する会議・イベントの運営」ほか	コメント： 異議申立人は、「モルック」との文字を使用してモルック商品を販売していたところ、「MÖLKKY」などの商標権に基づき、原告より警告を受けた経緯があったとしている。
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・同 2 項)	

●ジェットバブル事件

東京地裁 令和7年8月21日		
令和6(ワ)70579 損害賠償請求事件		
当事者	原告：アコロテックジャパン(株) 被告：(株)ハイフ環境サービス	判決要旨： 被告標章の使用や本件商標との類似性について争いはなかったところ、被告は平成16年11月頃以降、訴外日本ジェッターズを経営していたAi(原告代表者)の了解及び協力のもと、被告標章1が付された本件トラックの使用や被告標章2の被告ウェブページへの掲載を開始し洗浄工事を実施していたこと、日本ジェッターズが原告に本件商標権を移転した後も同様の状況が続いていたこと、被告はAiが経営する訴外環境アコロから依頼を受け本件トラックを用いて作業を行い代金の支払いを求めたところ、初めて本件商標権の侵害を主張され警告書を送付されたこと、などの事実があった。こうした点より、原告は被告が各被告標章の使用を始めるようになってから約18年もの間、これを認識しながら中止を求めなかつたとして、原告は少なくとも警告書送付までは各被告標章の使用を默示に許諾していたものと認められ、被告は警告書受領から間もなくその使用を止めているのであるから、本件商標権侵害は認められないと判断された。
対象商標等	本件商標 ジェットバブル (標準文字) 第37類「上水道設備の保守 又は洗浄清掃」 被告標章 1. SUPER JET BUBBLE 2. ジェットバブル	コメント： 黙示の使用許諾とのことで、多くの事実が検討、考慮されている。
結論	非侵害(商標法38条3項ほか)	

●エンジェル図形等控訴事件

知財高裁 令和7年9月29日		
令和7(ネ)10034 損害賠償等請求控訴事件 (原審：令和3(ワ)3244、令和6(ワ)70389)		
当事者	控訴人：サクラインターナショナル(株) サクラグループ(有) 被控訴人：Y	判決要旨： 控訴人はライセンス契約のもと、被控訴人のアートワークに係る知的財産権(著作物・商標等)を使用して商品化ビジネスをおこなっていたが、後に当該知的財産権の帰属につき争いが生じた。 原審では、控訴人から被控訴人への商標権移転(返還)義務が認められたが(ライセンス契約で被控訴人の要求により返還することを条件に控訴人の商標登録が認められていた)、本控訴審でも同様の判断がなされた。
対象商標	本件商標  ほか	コメント： 本コンテンツ2025年2月分掲載事件の控訴審である。
結論	商標権移転(返還)義務あり	